

身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査 概要

本調査研究では、全国の身体障害者補助犬の訓練・認定施設における訓練・認定の実態や課題を把握することを目的として、アンケート調査並びにヒアリング調査を実施した。

訓練事業者・指定法人に対するアンケート調査

全国の身体障害者補助犬の訓練・認定施設における訓練・認定の実態や課題を把握することを目的に、訓練事業者・指定法人を対象としたアンケート調査（郵送配布・郵送回収）を実施した。

調査実施期間	2019（平成31）年1月
回収	介助犬・聴導犬訓練事業者票 22件/27件（81.5%） 介助犬・聴導犬指導法人票 7件/7件（100%） 盲導犬訓練事業者票 10件/11件（90.1%） 盲導犬指定法人票 10件/11件（90.1%）
調査項目	訓練事業者：適性評価の実施状況、訓練の実施状況、人材育成の取組状況、関係機関との連携状況等 指定法人：審査の実施状況、フォローアップの状況、適正な評価実施のための取組等

【調査結果からわかったこと】

- ❖ 介助犬・聴導犬の訓練事業者では次の実態・課題が明らかになった。
 - ・ 事業者によって職員数や訓練士の経験年数に大きな幅があり、必ずしも身体障害者補助犬の訓練について養成を受けた訓練士が確保されていない。
 - ・ 過去3年間の相談件数や認定頭数が0件の事業者が散見されるなど、身体障害者補助犬の育成・認定に係る経験やノウハウの蓄積に差がある可能性がある。
 - ・ 適性評価において医療機関や指定法人等と連携している団体は3割未満であり、障害の評価等が不十分である可能性がある。
 - ・ 訓練やフォローアップに関する記録、契約書の取り交わし、マニュアルや手順書等の整備は、高くて5～6割程度に留まっている。
 - ・ 公共の場での訓練に際し、事前に許可を得ずに訓練をしている場合がある。
 - ・ 身体障害者補助犬の実働する年齢について必ずしも上限設定が設けられていない。
 - ・ なんらかの方法でフォローアップは実施されているが、利用者からの連絡があつた場合のみ対応している事業者が少なくとも3件あり、適切なフォローがなされていない可能性がある。
 - ・ 社会参加の状況に関するフォローアップの実施割合が相対的に低い。
 - ・ 使用者から苦情が寄せられた経験がある訓練事業者は約2割であったが、その要因までは明らかにできていない。
- ❖ 介助犬・聴導犬の指定法人では次の実態・課題が明らかになった。
 - ・ 認定頭数にばらつきが見られた。また、審査会1回当たりの認定件数も1.0～2.6件と幅があり、1件当たりに要している時間や審査内容が指定法人によって異なる可能性がある。
 - ・ 基礎訓練の動作検証のうち、屋外での排泄について未実施である指定法人が1件あり、衛生管理の確保への提供が懸念された。
 - ・ フォローアップの実施頻度が年1回未満の指定法人があった。
- ❖ 盲導犬における訓練・認定に関しては次の実態・課題が明らかになった。
(盲導犬においては訓練と認定は同一法人で行うこととなっているため、訓練と認定についてまとめて記載する)
 - ・ 団体によって認定頭数に幅がある。
 - ・ 盲導犬の実働する年齢について上限設定を設けている団体は8割、使用者と契約書を取り交わす団体は9割など、質を担保するための取組がなされていたが、必ずしも全ての団体で実施されていない。
 - ・ なんらかの方法でフォローアップは実施されているが、社会参加の状況に関するフォローアップの実施割合が相対的に低い。
 - ・ また、フォローアップの頻度が年1回未満と回答した団体が1件あった。

訓練事業者・指定法人に対するヒアリング調査

身体障害者補助犬のうち、特に介助犬・聴導犬の訓練や認定方法等の実態や課題についてより具体的に深堀りすることを目的として、訓練事業者・指定法人を対象にヒアリング調査を実施した。

調査実施期間	2019（平成31年）1月～3月
調査対象機関	訓練事業者10件、指定法人7件
調査項目	訓練：訓練の流れ、質を担保するための取組、フォローアップの方法、課題等 認定：認定の流れ、適正な評価・透明性確保のための取組、フォローアップの方法、課題等

【調査結果からわかったこと】

◇ 訓練事業者における実態・課題として以下が明らかになった。

- ・ 大まかな訓練の流れはあるものの、訓練の内容は必ずしもマニュアル化されておらず、訓練士の経験等に基づいて実施されている場合が多い。
- ・ 記録の作成・保管やチェックシート、動画等を活用して訓練士間の質の平準化、外部機関による助言・評価への活用等を行っている訓練事業者もいるが、その必要性や有用性を感じていない訓練事業者もいる。
- ・ 医療機関と連携することで適性評価、訓練計画の立案、訓練の実施を適切に行おうとする訓練事業者がいる一方、医療機関とのつながりがなく、連携を取ることができていない訓練事業者もいる。
- ・ 人材育成に関して、「人」よりも「犬」の知識や訓練に偏重している傾向がある。
- ・ 訓練事業者同士の横のつながりがなく、訓練の技術やノウハウの共有が難しい。
- ・ 利用相談や訓練、認定後フォローアップ等に要する経費を自弁している。また認定に至らない場合や申請期間に合わない場合は身体障害者補助犬育成事業の助成金が降りないため、安定的な事業運営が難しい。

◇ 指定法人における実態・課題として以下が明らかになった。

- ・ 記録の作成基準や各種様式、認定基準、認定方法等が指定法人によって異なるが、指定法人同士で情報共有する機会がない。
- ・ 指定法人によって認定審査会1回当たりの審査頭数や動作検証に要する時間が異なっており、認定の質に影響を及ぼしている可能性がある。
- ・ 訓練事業者からみて、認定基準が不透明であり、同一指定法人内であってもばらつきがあるとの意見がある。
- ・ 必ずしも本人に直接フォローアップを行っていない。また、訓練事業者が廃業したことで本人と連絡が取れなくなった事例がある。
- ・ 業務量が多く、指定法人を増やす必要があるとの意見がある。

◇ その他実態・課題として以下が明らかになった。

- ・ 現状では利用者自らが訓練事業者等に問合せをしてきている。
- ・ 病院や障害福祉の担当者、行政職員等における身体障害者補助犬の認知度が低く、潜在的な利用者に対する身体障害者補助犬の紹介や訓練事業者等への橋渡しがなされていない。

考察

今回の調査により、訓練や認定の実態や課題を一定程度明らかにすることができた。より質の高い訓練・認定制度の実現に向けて、更なる調査検討が必要である。

- ✓ 訓練内容や認定方法の、身体障害者補助犬の質への影響に関する検証
- ✓ 利用者や周囲の人を対象とした、認定後の問題に関する詳細な調査

第2章 訓練事業者・指定法人に対するアンケート調査

2. 主な調査結果

1) 介助犬・聴導犬訓練事業者調査

■ 身体障害者補助犬の利用に関する適性評価を行うタイミング、実施方法等

図表1 身体障害者補助犬の利用に関する適性評価を行うタイミング(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
利用の相談があった際	14	63.6
候補犬とマッチングを行う際	7	31.8
その他	3	13.6
無回答	5	22.7

図表2 適性評価の実施方法(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
面談等により実施（事業所への来訪のみ）	7	31.8
面談等により実施（居宅訪問を含む）	13	59.1
体験会の開催により実施（宿泊を伴わない）	4	18.2
体験会の開催により実施（宿泊を伴う）	3	13.6
別の法人による事前評価を実施	5	22.7
指定法人以外の医療機関で事前評価を実施	6	27.3
その他	1	4.5
無回答	4	18.2

【「別の法人による事前評価を実施」の場合の指定法人名】

- ❖ 横浜市総合リハビリテーションセンター
- ❖ 名古屋市ハビリテーションセンター
- ❖ 兵庫県立総合リハビリテーションセンター
- ❖ 認定を希望する指定法人

図表3 身体障害者補助犬の利用の適性に関する評価項目(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
基本属性	8	36.4
障害の内容・程度	10	45.5
生活環境	10	45.5
身体障害者補助犬に対する理解	9	40.9
身体障害者補助犬に対するニーズ	7	31.8
その他	3	13.6
無回答	12	54.5

■ 基礎訓練の実施状況

図表4 基礎訓練の実施状況(n=22)

<屋内での訓練>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①呼んだら来る	86.4	0.0	0.0	13.6
②座る、伏せる、待つ、止まる	86.4	0.0	0.0	13.6
③解除の意思表示があるまで維持できる	86.4	0.0	0.0	13.6
④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	77.3	9.1	0.0	13.6
⑤指示された時・場所で排泄できる	86.4	0.0	0.0	13.6
⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	72.7	13.6	0.0	13.6
⑦使用者に注目して集中することができる	86.4	0.0	0.0	13.6
⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	86.4	0.0	0.0	13.6

<屋外での訓練>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①呼んだら来る	77.3	0.0	0.0	22.7
②座る、伏せる、待つ、止まる	77.3	0.0	0.0	22.7
③解除の意思表示があるまで維持できる	77.3	0.0	0.0	22.7
④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	77.3	0.0	0.0	22.7
⑤指示された時・場所で排泄できる	77.3	0.0	0.0	22.7
⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	72.7	4.5	0.0	22.7
⑦使用者に注目して集中することができる	77.3	0.0	0.0	22.7
⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	72.7	0.0	0.0	27.3

● 基礎訓練に関する記録の作成・保管状況

図表5 基礎訓練に関する記録の作成・保管状況



	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
行っている	15	68.2
行っていない	4	18.2
無回答	3	13.6

図表6 基礎訓練に関する記録の作成・保管を行っている場合の作成頻度

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
日々記録している	5	33.3
一定期間ごとに記録している	5	33.3
不定期に（随時）記録している	4	26.7
その他	1	6.7
無回答	0	0.0

■ 介助動作訓練、聴導動作訓練の実施状況

● 介助動作訓練の実施状況（問 29）

図表 7 介助動作訓練の実施状況(n=18)

<屋内での訓練>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①物の拾い上げ及び運搬	88.9	5.6	0.0	5.6
②特定の物を手元に持ってくる	88.9	5.6	0.0	5.6
③ドアの開閉	66.7	27.8	0.0	5.6
④スイッチの操作	33.3	44.4	16.7	5.6
⑤起立、体位変換時の介助	22.2	38.9	22.2	16.7
⑥車いすへの移乗介助	27.8	22.2	33.3	16.7
⑦歩行介助と姿勢支持	22.2	33.3	27.8	16.7
⑧階段昇降の介助	22.2	38.9	22.2	16.7
⑨車いすの牽引等	22.2	55.6	16.7	5.6
⑩衣服や靴等の着脱	44.4	44.4	5.6	5.6
⑪緊急時の連絡手段確保	83.3	11.1	0.0	5.6

<屋外での訓練>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①物の拾い上げ及び運搬	83.3	5.6	0.0	11.1
②特定の物を手元に持ってくる	77.8	11.1	0.0	11.1
③ドアの開閉	44.4	27.8	11.1	16.7
④スイッチの操作	22.2	38.9	22.2	16.7
⑤起立、体位変換時の介助	16.7	27.8	27.8	27.8
⑥車いすへの移乗介助	22.2	16.7	33.3	27.8
⑦歩行介助と姿勢支持	16.7	27.8	27.8	27.8
⑧階段昇降の介助	16.7	33.3	22.2	27.8
⑨車いすの牽引等	11.1	55.6	16.7	16.7
⑩衣服や靴等の着脱	16.7	55.6	11.1	16.7
⑪緊急時の連絡手段確保	61.1	22.2	5.6	11.1

● 介助動作訓練に関する記録の作成・保管状況（問 33-1、33-2）

図表 8 介助動作訓練に関する記録の作成・保管状況

	件数 (件)	割合 (%)
全体	18	100.0
行っている	9	50.0
行っていない	7	38.9
無回答	2	11.1



図表 9 介助動作訓練に関する記録の作成・保管を行っている場合の作成頻度

	件数 (件)	割合 (%)
全体	9	100.0
日々記録している	4	44.4
一定期間ごとに記録している	1	11.1
不定期に（随時）記録している	3	33.3
その他	1	11.1
無回答	0	0.0

● 聴導動作訓練の実施状況（問 35）

図表 10 聴導動作訓練の実施状況(n=16)

＜屋内の訓練＞

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①生活に必要な音を覚え、使用者に知らせる	80.0	0.0	0.0	20.0
②音源に反応し音源場所に行く	80.0	0.0	0.0	20.0
③音源に反応し使用者を音源場所に誘導する	80.0	0.0	0.0	20.0
④音源に反応し使用者に音源場所を明確に示す	66.7	13.3	0.0	20.0
⑤火災報知器等の警報音や危険信号を知らせる	60.0	20.0	0.0	20.0
⑥後ろからの自転車のベル、自動車のクラクションを知らせる	40.0	40.0	0.0	20.0
⑦その他使用者が求める音に対する反応動作	73.3	0.0	0.0	26.7

＜屋外での訓練＞

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①生活に必要な音を覚え、使用者に知らせる	60.0	0.0	0.0	40.0
②音源に反応し音源場所に行く	66.7	0.0	0.0	33.3
③音源に反応し使用者を音源場所に誘導する	66.7	0.0	0.0	33.3
④音源に反応し使用者に音源場所を明確に示す	53.3	13.3	0.0	33.3
⑤火災報知器等の警報音や危険信号を知らせる	46.7	13.3	6.7	33.3
⑥後ろからの自転車のベル、自動車のクラクションを知らせる	40.0	26.7	0.0	33.3
⑦その他使用者が求める音に対する反応動作	53.3	0.0	0.0	46.7

● 聴導動作訓練に関する記録の作成・保管状況（問 33-1、33-2）

図表 11 聴導動作訓練に関する記録の作成・保管状況

	件数 (件)	割合 (%)
全体	15	100.0
行っている	8	53.3
行っていない	5	33.3
無回答	2	13.3

図表 12 聴導動作訓練に関する記録の作成・保管を行っている場合の作成頻度

	件数 (件)	割合 (%)
全体	8	100.0
日々記録している	2	25.0
一定期間ごとに記録している	3	37.5
不定期に（随時）記録している	2	25.0
その他	1	12.5
無回答	0	0.0

■ 合同訓練の実施状況

● 合同訓練の実施状況（問42）

図表13 合同訓練の実施状況(n=22)

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①障害の状況及び必要とする補助に応じた訓練	72.7	9.1	0.0	18.2
②屋内外の生活環境に応じた訓練	72.7	9.1	0.0	18.2
③訓練犬との意思疎通の手段の指導	81.8	0.0	0.0	18.2
④訓練犬の飼育管理、健康管理その他の管理	81.8	0.0	0.0	18.2
⑤不特定多数の者が利用する施設に同伴する訓練	77.3	4.5	0.0	18.2

● 合同訓練に関する記録の作成・保管状況（問45-1、45-2）

図表14 合同訓練に関する記録の作成・保管状況

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
行っている	13	59.1
行っていない	6	27.3
無回答	3	13.6

図表15 合同訓練に関する記録の作成・保管を行っている場合の作成頻度

	件数 (件)	割合 (%)
全体	13	100.0
日々記録している	6	46.2
一定期間ごとに記録している	3	23.1
不定期に（随時）記録している	3	23.1
その他	1	7.7
無回答	0	0.0

● 合同訓練の評価方法（問46-1）

図表16 合同訓練に関する記録の作成・保管状況

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
訓練を担当した職員によって、認定審査の受審の可否を決定している	10	45.5
訓練を担当した職員以外によって、認定審査の受審の可否を決定している	7	31.8
外部の職員によって、認定審査の受審の可否を決定している	7	31.8
認定審査の受審の可否を決定するプロセスがない	1	4.5
無回答	4	18.2

図表17 認定審査の受審の可否を決定する際の評価に関する様式の定めの有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	17	100.0
定めている	11	64.7
定めていない	6	35.3
無回答	0	0.0

● 各訓練の実施日数（問21、31、37、43）

、団体によっては、使用者に身体障害者補助犬を引き渡した後の日数を計上しており、訓練士が関わっていない日数が含まれている可能性がある。

図表18 各訓練の実施日数

	平均的な訓練日数				
	基礎訓練	介助動作訓練	聴導動作訓練	合同訓練 1頭目	合同訓練 2頭目
訓練事業者1	80日	120日		80日	50日
訓練事業者2	-	-		-	-
訓練事業者3	-	180日	180日	180日	180日
訓練事業者4	120日	-	100日	10日	-
訓練事業者5	-	-	-	40日	40日
訓練事業者6	120日		120日	180日	90日
訓練事業者7	60日	150日	-	40日	40日
訓練事業者8	250日			-	-
訓練事業者9	180日	240日		18日	10日
訓練事業者10	-	-		-	-
訓練事業者11	-	-		-	-
訓練事業者12	100日		180日	-	-
訓練事業者13	90日	-	-	90日	
訓練事業者14	120日	120日	120日	120日	120日
訓練事業者15	183日	183日		-	-
訓練事業者16	-		-	-	-
訓練事業者17	-		-	-	-
訓練事業者18	-	175日	175日	125日	100日
訓練事業者19	-	120日	-	40日	40日
訓練事業者20*	60日	120日	120日	40日	40日
訓練事業者21*	60日	200日	200日	40日	40日
訓練事業者22*	100日	140日	28日	34日	15日
合計	平均117.2日	平均158.9日	平均135.9日	平均74.1日	平均63.8日

※「介助犬の訓練基準に関する検討会報告書」(平成14年6月)では、基礎訓練は通常生後12か月から24か月の間に訓練を開始することが望ましいとしており、実施日数として概ね60日間以上行うことが望ましいとしている。介助動作は120日間以上、合同訓練は40日以上行うこととしている。

※「聴導犬の訓練基準に関する検討会報告書」(平成14年6月)では、基礎訓練は実施日数として概ね60日間以上行うことが望ましいとしている。聴導動作は100日間以上、合同訓練は10日以上行うこととしている。

※表中「-」は無回答、灰色網掛けは回答対象外であることを示す。また、表側の「*」は指定法人を兼ねていることを示す。

※破線囲みは標準的な訓練日数を下回っていることを示す。

⑤フォローアップの状況

■ フォローアップの方法（問51-1～51-3）

図表19 フォローアップの方法(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
書面や電話、面談等により使用者に状況を確認している	16	72.7
使用者からの相談・報告があった場合に確認している	12	54.5
確認していない	0	0.0
無回答	3	13.6

→ 図表20 フォローアップをしている場合の確認内容(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	19	100.0
使用者の障害やニーズの変化	15	78.9
環境の変化	14	73.7
犬の基礎動作や介助動作の状況	16	84.2
犬の健康状態、作業状況	18	94.7
補充訓練や追加訓練、再訓練に対するニーズ	18	94.7
使用者の社会参加の状況	14	73.7
その他	1	5.3
無回答	0	0.0

■ 使用開始後の訓練・指導の実施状況（問52）

図表21 使用開始後1年目の訓練・指導の実施状況

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
定期的に実施	11	50.0
不定期に（随時）実施	8	36.4
無回答	4	18.2

図表22 使用開始後2年目以降の訓練・指導の実施状況

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
定期的に実施	11	50.0
不定期に（随時）実施	9	40.9
無回答	5	22.7

■ 使用開始後の追加訓練、再訓練の記録（問 53-1、53-2）

図表 23 追加訓練、再訓練に係る記録の作成や保管の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
行っている	11	50.0
行っていない	7	31.8
無回答	4	18.2

図表 24 追加訓練、再訓練に係る記録の作成頻度

	件数 (件)	割合 (%)
全体	11	100.0
日々記録している	3	27.3
一定期間ごとに記録している	3	27.3
不定期に（随時）記録している	4	36.4
その他	1	9.1
無回答	0	0.0

■ 使用者からの苦情や意見の受付状況（問 55-1、55-2）

図表 25 使用者からの苦情や意見を受け付ける窓口の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
ある	18	81.8
ない	1	4.5
無回答	3	13.6

図表 26 使用者のニーズと団体との調整のための第三者機関の設置の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
設けている	4	18.2
設けていない	15	68.2
無回答	3	13.6

⑥人材育成の取組

■ 人材育成の取組（問57）

図表27 支援の質を担保するための第三者機関による評価や助言・指導の有無

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
受けている	10	45.5
受けていない	11	50.0
無回答	1	4.5

⑦関係機関との連携状況

■ 身体障害者補助犬の周知のための関係機関との連携（問63）

図表28 身体障害者補助犬の周知のための関係機関との連携(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	22	100.0
自治体	12	54.5
医療機関	5	22.7
障害福祉サービス事業所	6	27.3
学校	11	50.0
地元企業・団体	6	27.3
受け入れ拒否の多い機関・場所	0	0.0
その他	5	22.7
連携していない	6	27.3
無回答	2	9.1

2) 介助犬・聴導犬指定法人調査

②審査の実施状況

■ 審査委員会の構成数（問3）

図表 29 介助犬に関する審査委員会の構成数
＜内部職員＞

	内部職員						
	①訓練士	②医師	③獣医師	④作業療法士	⑤理学療法士	⑥言語聴覚士	⑦社会福祉士
指定法人 1	0人	2人	0人	1人	2人	0人	1人
指定法人 2	4人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
指定法人 3	1人	0人	1人	0人	1人	0人	1人
指定法人 4	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人
指定法人 5	3人	0人	0人	1人	0人	0人	0人
指定法人 6	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人
指定法人 7	0人	1人	0人	1人	2人	0人	4人

＜外部職員＞

	外部職員						
	①訓練士	②医師	③獣医師	④作業療法士	⑤理学療法士	⑥言語聴覚士	⑦社会福祉士
指定法人 1	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人
指定法人 2	1人	0人	1人	1人	1人	1人	0人
指定法人 3	0人	1人	0人	1人	0人	0人	0人
指定法人 4	2人	0人	2人	0人	0人	0人	0人
指定法人 5	3人	4人	2人	1人	2人	0人	3人
指定法人 6	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人
指定法人 7	2人	1人	1人	0人	0人	0人	0人

図表 30 聽導犬に関する審査委員会の構成数
＜内部職員＞

	内部職員						
	①訓練士	②医師	③獣医師	④作業療法士	⑤理学療法士	⑥言語聴覚士	⑦社会福祉士
指定法人 1							
指定法人 2	4人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
指定法人 3	1人	0人	1人	0人	0人	0人	1人
指定法人 4	0人	1人	0人	0人	0人	1人	1人
指定法人 5	3人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
指定法人 6	0人	1人	0人	0人	0人	1人	1人
指定法人 7	0人	1人	0人	1人	2人	1人	4人

＜外部職員＞

	外部職員						
	①訓練士	②医師	③獣医師	④作業療法士	⑤理学療法士	⑥言語聴覚士	⑦社会福祉士
指定法人 1							
指定法人 2	1人	0人	1人	1人	1人	1人	0人
指定法人 3	0人	1人	0人	0人	0人	1人	0人
指定法人 4	1人	0人	3人	0人	0人	0人	0人
指定法人 5	3人	4人	2人	0人	0人	4人	3人
指定法人 6	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人
指定法人 7	2人	1人	1人	0人	0人	0人	0人

※表中「-」は無回答、網掛けは回答対象外であることを示す。

■ 書面審査の審査事項（問8）

図表31 書面審査の審査事項(複数回答)

	書面審査における診査事項					
	訓練計画が作成されていること	訓練記録が基礎訓練・介助動作訓練／聴導動作訓練・合同訓練ごとに作成・保管されていること	訓練計画、記録内容が、身体障害者補助犬法の規定に合致していること	有識者による総合評価・判定が行われており、問題がないこと	適合状況についての使用者意見を確認しており、問題がないこと	その他
指定法人1	○	○	○	×	○	×
指定法人2	○	×	×	×	×	×
指定法人3	○	○	○	○	○	×
指定法人4	○	○	○	○	○	×
指定法人5	○	○	○	○	○	×
指定法人6	○	○	○	○	○	×
指定法人7	○	○	○	○	○	○

■ 基礎動作の検証（問9、10）

図表32 基礎動作の検証(n=7)

<屋内での検証>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①呼んだら来る	100.0	0.0	0.0	0.0
②座る、伏せる、待つ、止まる	100.0	0.0	0.0	0.0
③解除の意思表示があるまで維持できる	100.0	0.0	0.0	0.0
④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	100.0	0.0	0.0	0.0
⑤指示された時・場所で排泄できる	100.0	0.0	0.0	0.0
⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	100.0	0.0	0.0	0.0
⑦使用者に注目して集中することができる	100.0	0.0	0.0	0.0
⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	100.0	0.0	0.0	0.0

<屋外での検証>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①呼んだら来る	71.4	14.3	0.0	14.3
②座る、伏せる、待つ、止まる	85.7	0.0	0.0	14.3
③解除の意思表示があるまで維持できる	85.7	0.0	0.0	14.3
④強く引っ張ることなく落ち着いて歩く	85.7	0.0	0.0	14.3
⑤指示された時・場所で排泄できる	71.4	0.0	14.3	14.3
⑥音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる	85.7	0.0	0.0	14.3
⑦使用者に注目して集中することができる	85.7	0.0	0.0	14.3
⑧指示された場所（部屋、車等）に入ることができる	85.7	0.0	0.0	14.3

■ 介助動作の検証（問 11、12）

図表 33 介助動作の検証(n=7)

<屋内での検証>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①物の拾い上げ及び運搬	85.7	0.0	0.0	14.3
②特定の物を手元に持ってくる	85.7	0.0	0.0	14.3
③ドアの開閉	42.9	42.9	0.0	14.3
④スイッチの操作	42.9	42.9	0.0	14.3
⑤起立、体位変換時の介助	14.3	57.1	14.3	14.3
⑥車いすへの移乗介助	14.3	42.9	28.6	14.3
⑦歩行介助と姿勢支持	14.3	57.1	14.3	14.3
⑧階段昇降の介助	14.3	42.9	28.6	14.3
⑨車いすの牽引等	28.6	42.9	14.3	14.3
⑩衣服や靴等の着脱	42.9	42.9	0.0	14.3
⑪緊急時の連絡手段確保	71.4	14.3	0.0	14.3

<屋外での検証>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①物の拾い上げ及び運搬	85.7	0.0	0.0	14.3
②特定の物を手元に持ってくる	71.4	14.3	0.0	14.3
③ドアの開閉	28.6	28.6	28.6	14.3
④スイッチの操作	28.6	42.9	14.3	14.3
⑤起立、体位変換時の介助	14.3	42.9	28.6	14.3
⑥車いすへの移乗介助	14.3	42.9	28.6	14.3
⑦歩行介助と姿勢支持	14.3	42.9	28.6	14.3
⑧階段昇降の介助	14.3	42.9	28.6	14.3
⑨車いすの牽引等	14.3	57.1	14.3	14.3
⑩衣服や靴等の着脱	28.6	42.9	14.3	14.3
⑪緊急時の連絡手段確保	57.1	14.3	14.3	14.3

図表 34 屋外での検証場所(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	7	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	6	85.7
ホテル等の宿泊施設	2	28.6
スーパー、百貨店等の商業施設	7	100.0
レストラン、喫茶店等の飲食施設	5	71.4
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

■ 聴導動作の検証（問13、14）

図表35 聽導動作の検証

<屋内での検証>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①生活に必要な音を覚え、使用者に知らせる	83.3	0.0	0.0	16.7
②音源に反応し音源場所に行く	83.3	0.0	0.0	16.7
③音源に反応し使用者を音源場所に誘導する	83.3	0.0	0.0	16.7
④音源に反応し使用者に音源場所を明確に示す	83.3	0.0	0.0	16.7
⑤火災報知機等の警報音や危険信号を知らせる	50.0	16.7	0.0	33.3
⑥後ろからの自転車のベル、自動車のクラクションを知らせる	33.3	33.3	0.0	33.3
⑦その他使用者が求める音に対する反応動作	83.3	0.0	0.0	16.7
⑧交通機関の利用	66.7	0.0	0.0	33.3

<屋外での検証>

	必ず実施	一部未実施	未実施	無回答
①生活に必要な音を覚え、使用者に知らせる	83.3	0.0	0.0	16.7
②音源に反応し音源場所に行く	66.7	16.7	0.0	16.7
③音源に反応し使用者を音源場所に誘導する	66.7	0.0	16.7	16.7
④音源に反応し使用者に音源場所を明確に示す	50.0	0.0	16.7	33.3
⑤火災報知機等の警報音や危険信号を知らせる	50.0	16.7	16.7	16.7
⑥後ろからの自転車のベル、自動車のクラクションを知らせる	50.0	16.7	16.7	16.7
⑦その他使用者が求める音に対する反応動作	50.0	0.0	16.7	33.3
⑧交通機関の利用	83.3	0.0	0.0	16.7

図表36 屋外での検証場所(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	6	100.0
公共交通機関（電車、バス等）	5	83.3
ホテル等の宿泊施設	2	33.3
スーパー、百貨店等の商業施設	6	100.0
レストラン、喫茶店等の飲食施設	4	66.7
その他	1	16.7
無回答	0	0.0

■ 認定審査会の開催状況（問 17-2）

図表 37 平成 28 年度以降の審査会の開催回数と審査件数の内訳

	平成28年度以降の審査会の回数	審査件数				審査会1回当たりの審査件数
		自らが育成した介助犬	他の事業者が育成した介助犬	自らが育成した聴導犬	他の事業者が育成した聴導犬	
指定法人 1	1回	0件	1件	0件	0件	1.0件/回
指定法人 2	4回	1件	2件	0件	4件	1.8件/回
指定法人 3	7回	5件	1件	9件	3件	2.6件/回
指定法人 4	2回	0件	2件	0件	0件	1.0件/回
指定法人 5	3回	1件	0件	4件	0件	1.7件/回
指定法人 6	7回	0件	5件	0件	2件	1.0件/回
指定法人 7	2回	0件	1件	0件	2件	1.5件/回

図表 38 認定審査会の参加者

	内部職員							外部職員								
	訓練士	医師	獣医師	作業療法士	理学療法士	言語聴覚士	社会福祉士	その他	訓練士	医師	獣医師	作業療法士	理学療法士	言語聴覚士	社会福祉士	その他
審査会 1	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	1人
審査会 2 *	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	-	-	-	-	-	-	-	-
審査会 3 *	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	-	-	-	-	-	-	-	-
審査会 4 *	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	-	-	-	-	-	-	-	-
審査会 5 *	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	-	-	-	-	-	-	-	-
審査会 6 *	1人	0人	0人	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	0人
審査会 7 *	1人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人
審査会 8 *	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	0人	0人	1人	0人
審査会 9 *	1人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	1人	0人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	0人
審査会 10 *	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	0人	0人
審査会 11 *	1人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	1人	0人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	0人
審査会 12 *	1人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	1人	0人	1人	0人	1人	0人	1人	0人	0人
審査会 13	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
審査会 14	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
審査会 15 *	1人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	0人	1人	1人	0人	0人	1人	1人	0人
審査会 16 *	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	1人	1人	0人	0人	1人	1人	0人
審査会 17 *	1人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	0人	1人	0人	0人	1人	0人	1人	0人
審査会 18	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
審査会 19	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
審査会 20	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
審査会 21	0人	1人	0人	0人	0人	1人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	1人
審査会 22	0人	1人	0人	0人	0人	1人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	1人
審査会 23	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
審査会 24	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
審査会 25	0人	1人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
審査会 26	0人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	0人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人

※表中「-」は無回答であることを示す。

※表側「*」は訓練事業者でもある指定法人が開催した認定審査会であることを示す。

※破線囲みは医師または獣医師の参加が内部職員、外部職員いずれも 0 人であることを示す。

3) 盲導犬訓練事業者調査

②身体障害者補助犬の使用に関する適性評価

■ 身体障害者補助犬の使用に関する適性評価を行うタイミング、実施方法等（問15～17）

図表39 身体障害者補助犬の使用に関する適性評価を行うタイミング(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
利用の相談があった際	4	40.0
候補犬とマッチングを行う際	4	40.0
その他	5	50.0
無回答	0	0.0

【「その他」の内容】

- ❖ 利用の相談後、面談を行い、その時点で実施。
- ❖ 申請書を出してもらった後、面接を行った後。
- ❖ 盲導犬貸与申込みがあった後、面接、貸与審査会により判断する。
- ❖ 体験歩行会、事前説明会、面談、事前訓練、適性評価は2～4回は行う。

図表40 適性評価の実施方法(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
面談等により実施（事業所への来訪のみ）	1	10.0
面談等により実施（居宅訪問を含む）	10	100.0
体験会の開催により実施（宿泊を伴わない）	4	40.0
体験会の開催により実施（宿泊を伴う）	4	40.0
別の法人による事前評価を実施	0	0.0
指定法人以外の医療機関で事前評価を実施	0	0.0
その他	2	20.0
無回答	0	0.0

図表41 身体障害者補助犬の利用の適性に関する評価項目(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
基本属性	10	100.0
障害の内容・程度	10	100.0
生活環境	9	90.0
盲導犬に対する理解	10	100.0
盲導犬に対するニーズ	9	90.0
その他	5	50.0
無回答	0	0.0

③フォローアップの状況

■ フォローアップの方法（問45-1～45-3）

図表42 フォローアップの方法(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
書面や電話、面談等により使用者に状況を確認している	8	80.0
使用者からの相談・報告があった場合に確認している	9	90.0
確認していない	0	0.0
無回答	0	0.0

図表43 フォローアップをしている場合の確認内容(複数回答)

	件数 (件)	割合 (%)
全体	10	100.0
使用者の障害やニーズの変化	9	90.0
環境の変化	10	100.0
犬の基礎動作や介助動作の状況	9	90.0
犬の健康状態、作業状況	10	100.0
補充訓練や追加訓練、再訓練に対するニーズ	9	90.0
使用者の社会参加の状況	8	80.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

第3章 訓練事業者・指定法人に対するヒアリング調査

図表 44 ヒアリング対象・日時

	訓練 事業者	指定 法人	ヒアリング日時
指定法人			
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団		介・聴	2019年1月29日
社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団		介・聴	2019年2月14日
社会福祉法人日本聴導犬協会	介・聴	介・聴	2019年2月28日
社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団		介・聴	2019年2月28日
公益財団法人日本補助犬協会	介・聴	介・聴	2019年2月28日
社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団		介	2019年3月7日
社会福祉法人日本介助犬福祉協会	介・聴	介・聴	2019年3月27日
訓練事業者			
特定非営利活動法人ボランティアドッグ育成センター	聴		2019年2月18日
特定非営利活動法人兵庫介助犬協会	介		2019年2月19日
社会福祉法人アジアワーキングドッグサポート協会	介・聴		2019年2月25日
特定非営利活動法人ウェルフェアポート湘南	介・聴		2019年3月13日
特定非営利活動法人京都ケアドッグステーション	介・聴		2019年3月18日
社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会 (※ヒアリング先：びわこ みみの里)	聴		2019年3月19日
特定非営利活動法人九州補助犬協会	介		2019年3月22日
一般社団法人ドッグフォーライフジャパン	介・聴		2019年3月23日

※「介」は介助犬、「聴」は聴導犬の訓練または認定を行っていることを示す。

3) 調査内容

主なヒアリング内容は以下のとおりである。なお、ヒアリング調査では、マニュアルや記録の様式など、可能な限り参考となる資料のご提供を依頼した。

図表 45 ヒアリング内容

【訓練に関して】

- ・訓練の具体的な流れ・内容（利用者における身体障害者補助犬の適性の評価のタイミング）、訓練段階での指定法人との関わり
- ・訓練の質を担保するための取組（記録の保管やマニュアルの策定、第三者による評価等）
- ・認定後のフォローアップの方法、内容
- ・身体障害者補助犬の認定や訓練に関する課題、制度上改善を要望すること 等

【認定に関して】

- ・認定の具体的な流れ・評価内容（訓練事業者を兼ねている場合、実施体制の違い等）、訓練段階での訓練事業者との関わり
- ・認定後の利用者のフォローアップの方法、内容
- ・認定に係る適正な評価、透明性確保のための取組
- ・身体障害者補助犬の認定や訓練に関する課題、制度上改善を要望すること 等

2. 調査結果のまとめ

1) 介助犬や聴導犬の訓練の質確保のための取組について

【訓練の内容】

- 訓練の内容は必ずしもマニュアル化されておらず、各訓練士の経験等に基づいて実施されている場合が多かった。訓練事業者からは、そもそも訓練方法が統一されておらず、身体障害者補助犬の質にばらつきが出るのは当然との意見もあった。

【記録の作成・保管】

- 記録を作成していない理由としては、「これまでの慣例でそこまでの対応は必要ない」「スタッフが1名なので情報共有の必要性がない」という回答があった。
- 一方で、記録を作成することで、「訓練士間の目線を合わせることができる」、「外部専門者の評価を受けやすくすることができる」といった回答もあった。
- 記録の作成により一定の質の確保が期待できるものと考えられるが、記録の作成・保管の必要性や有用性に関しては、訓練事業者間で認識に差がある様子がうかがえた。

【契約書等の取り交わし】

- 合同訓練等において、利用者と契約書や覚書を取り交わしている訓練事業者は少なかった。取り交わしていない理由として、そこまでの必要性を感じていないという意見があった。

【フォローアップ】

- フォローアップの実施状況は訓練事業者によって様々であったが、認定後しばらくは頻度多くし、徐々に間隔をあけて対応している場合が多かった。

【医療機関や指定法人等との連携】

- 訓練事業者によっては、利用者からの相談や訓練計画立案の段階で、医療機関や指定法人、提携している訪問リハビリテーション事業所、ケアマネジャー等の協力を得て、専門職による評価や指導を受けていた。
- しかしながら、訓練事業者によっては医療機関や指定法人とのつながりが全くななく、そうした連携が難しい事例もあった。

【人材育成】

- 訓練事業者の中には看護師や作業療法士等のリハビリテーション専門職が訓練に参加している事例もあった。
- 人材育成を行っている場合でも、「犬」や「犬の訓練」に関する知識・技術に偏っている事例もあった。

【その他】

- 訓練事業者の中には、介助犬の訓練事業者として届出をしていないにも関わらず、介助犬の訓練やフォローアップを実施しており、かつ身体障害者補助犬育成事業の助成金を受領している事例があった。

2) 介助犬や聴導犬の認定の透明性確保・評価の適正性の確保のための取組について

【適性評価への関わり】

- 指定法人の中には、認定前の段階から訓練事業者の申出に応じて適性評価、適応評価を行っており、自立支援と質の高い訓練の実施に寄与していた。訓練の途中も経過報告を求め、必要に応じて助言指導を行うなどの取組を行っている法人も確認された。また、認定試験前に合同訓練の一部を一緒に行うことで、認定試験までに強化すべき内容や課題を洗い出すなど、適正に評価するための取組を行っていた。
- 一方で、適性評価や利用相談等に係る記録、特にアセスメント結果等に関する記録は必ずしも作

成・保管されておらず、訓練事業者や利用者とのやりとりや判断の根拠を検証することができない指定法人も散見された。

【認定審査会の運用・認定基準等】

- 1回の認定審査会では1～2頭の審査が限度であり、審査には1日を要するとの意見があつた一方、最大4頭の審査をしたことがあるという指定法人もあつた。動作検証も数時間をする指定法人から1時間で済むという指定法人まであり、認定方法の違いが認定の質に影響していることが懸念された。

【フォローアップ】

- 指定法人の中には、訓練事業者が廃業しており、本人と連絡が取れなくなったというケースもあるなど、指定法人におけるフォローアップの確実な実施が課題と考えられた。

第4章 考察・まとめ

本調査研究では、身体障害者補助犬の訓練事業者、指定法人を対象としたアンケート調査並びにヒアリング調査を通じて、現行の訓練・認定プロセスの実態及び課題を明らかにすることを目的として実施した。以下に、検討会での議論も踏まえ、調査結果の考察・検討課題を示す。

1. 訓練事業者や認定法人における現状と課題

<訓練に関する実態>

- 訓練事業者を対象としたアンケート調査からは、特に介助犬や聴導犬の訓練事業者において、職員体制や訓練士の経験年数、及び認定頭数等に大きなばらつきがあり、事業者ごとの訓練に係るノウハウや経験の蓄積に差がある可能性が示唆された。このことは、訓練の質にも影響している可能性があるが、アンケート調査やヒアリング調査からは、そこまでの関連性を確認することはできなかった。ただし、ヒアリング調査では、訓練事業者相互の情報共有はほとんどなされておらず、また、情報共有をしようという気運も薄いという現状が把握された。他の訓練事業所での訓練方法等についての情報も相当程度不足しており、同じ補助犬であってもその能力についてどの程度まで同一水準のものであるのかについては疑問が残る結果となった。
- ヒアリング調査からは、補助犬の使用を希望する「人」のニーズのアセスメントについて積極的ではなく、あくまでも「犬」の訓練に注力する訓練事業者が多数存在することも示唆された。
- 適性評価に関しては、いずれの訓練事業者においても早い段階から実施されており、一部においては指定法人や医療機関と連携して対応がなされているなど、一定の取組が確認できた。ただし、医療機関等に敷居の高さを感じている訓練事業者も少なからずあり、医療・福祉専門職による専門的な評価等といった協力を得ることができないでいた。
- 一方、適正評価や訓練、フォローアップに関して、必ずしも記録などの文書化が進んでいなかったり、使用者との契約の取り交わしがなされていないという実態があり、特に介助犬や聴導犬においてその傾向があることが明らかとなった。
- 盲導犬の場合は、介助犬や聴導犬よりも歴史がある中、文書化等の取組について組織的な対応が進んでいるものの、一部実施されていない団体があるなど、統一的な対応はなされていなかった。
- 訓練事業者によっては公共の場での訓練を事前の許可を得ることなく実施している事例も確認された。トラブル等が起きた場合には、社会全体における身体障害者補助犬への理解・受け入れや、他の訓練事業者が行う訓練に支障が生じる可能性がある。
- フォローアップについては、遠方の使用者の訪問に係る旅費等については訓練事業者が自弁しているケースも多くみられた。必要経費の徴収ができない現状にあっては、訓練事業者が訪問によるフォローアップに消極的となってしまう可能性も考えられる。

- 補助犬の上限年齢の設定も、必ずしも設定されておらず、利用者の安全確保や動物愛護の観点から課題があると考えられた。
- 訓練事業者の届出があっても活動していない事業者があったり、訓練対象に応じた届出がなされていないなど、適切に制度が運用されていない実態が明らかとなった。

<認定に関する実態>

- 訓練事業者と指定法人を兼ねている場合において、特に認定頭数が多い傾向が見られた。アンケ

ート調査やヒアリング調査からは、認定審査会の1回当たりの審査件数や審査に要する時間が認定法人によって異なっており、また認定基準もばらついている様子がうかがえた。指定法人によつては十分な検証等がなされないうちに認定されている可能性がある。

- 上述のように、訓練事業者間でもその訓練体制や方法等が平準化されておらず、指定法人の認定基準等にもばらつきがある現状においては、認定される補助犬の質のばらつきが予想される。今後より詳細な検証が必要であると考えられる。

2. 訓練や認定の質確保に向けた取組

<訓練事業者における質向上の取組>

- 早期の段階から指定法人や医療機関等と連携することで適性評価を行うことで、「人」目線での補助犬の活用、自立支援という観点から、利用者のニーズにあつた訓練を行うことができる。
- 訓練記録や各種ツールを活用することで、第三者による評価や助言が得られやすくなるとともに、訓練士間の質の平準化も期待できる。将来的には訓練事業者において手順書なども整備していくことが望まれる。
- 社会での理解・受け入れが進み、訓練に対する協力が得られるよう、公共の場で訓練する場合には周囲の安全確保等の配慮を行うとともに、受け入れ施設との調整等、然るべき手順を踏むことが求められる。
- 訓練事業者によって体制や訓練方法、訓練・指導に係るノウハウにばらつきがあることから、訓練事業者として求められる組織的、人的基準（職員数や訓練士の要件）を設けたり、人材育成のための支援を強化するなどの対応が必要と考えられる。
- 現状、使用希望者は訓練事業者をインターネット等で自力で探し出し、直接、訓練事業者の電話窓口に相談をしてくるケースがほとんどであることから、より全国での一元的な相談窓口等を設置するとともに、医療機関や障害福祉の担当者、都道府県・市町村等の行政職員への周知をさらに進める必要があると考えられる。
- 訓練事業者が安定して事業を行い、遠方の利用者に対する訓練やフォローアップが適切に行われるよう、経済的支援についても検討する必要があると考えられる。

<認定における透明性確保・質向上の取組>

- 指定法人によって認定基準や運用が異なることがないよう、統一化して全国で同じように認定を受けられるよう仕組みを整える必要がある。
- 適正な認定が行われるよう、指定法人の体制の整備・強化を検討する必要がある。
- フォローアップについても利用者本人に対して年1回以上行うよう、対応を徹底する必要がある。
- 指定法人の役割を強化するためにも、指定法人の取組や機能を評価する監査機能が必要と考えられる。その実施主体については実情に沿った検討が必要と考えられる。

3. 今後の検討課題

本調査研究では、身体障害者補助犬の訓練事業者・指定法人に対して悉皆でアンケート調査を行った。アンケート調査の回収率はいずれも80%以上を達成しており、概ね全国の訓練・認定の状況や課題を把握することができた。

以下、今回の調査結果を踏まえつつ、より詳細な調査、検討が必要と考えられる点をまとめた。さらなる調査検討も踏まえ、より質の高い訓練・認定制度の実現、社会での受け入れの促進が期待される。

- 訓練内容や認定方法の、身体障害者補助犬の質への影響に関する検証
 - － 本調査では、訓練や認定において実施している項目等は把握することができたが、詳細な実施方法や、質に及ぼす影響までは把握・検証していない。今後訓練、認定の具体的な内容・要件を検討するためには、これらの検証が必要と考えられる。
- 利用者や周囲の人を対象とした、認定後の問題に関する詳細な調査
 - － 本調査では、質への影響を調査する目的で、認定後3年以内と比較的短期間に認定が取り消された件数やその理由、身体障害者補助犬の利用をやめたきっかけについて調査したが、訓練や認定が原因と考えられる明確な結果は得られなかった。今回実施した調査は訓練事業者を対象としたものであり、訓練事業者が詳細を把握していない可能性もあることから、別途、利用者等を対象とした調査が必要と考えられる。